

## 犬山市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、犬山市広告掲載事業実施要綱（平成19年1月10日施行）第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに関与する業種又は事業者
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
- (8) 占い、運勢判断に関する業種又は事業者
- (9) 興信所、探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受け等をうたう事業者
- (11) 法令等に基づく必要な許可を受けていない事業者

- (12) 民事再生法又は会社更生法による再生若しくは更生手続中の事業者
- (13) 各種法令に違反している事業者
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (15) 次のいずれかに該当すると思われる事業者
  - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の役員を含む。以下同じ。）、支配人又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員、支配人又は営業所の代表者と同等の責任を有する代表者、理事等、個人にあってはその者又は支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
  - イ 暴力団員等が、その経営又は運営に実質的に関与しているもの
  - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力、暴力団員等又はイの事業者を利用するなどしているもの
  - エ 役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等又はイの事業者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどして、暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
  - オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
  - カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する事業者であることを知りながら、これを利用するなどしているもの
- (16) 市税を滞納している事業者
- (17) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない事業者

- (18) 犬山市の契約に係る指名停止要領（平成14年4月1日施行）による指名停止の措置を受けている事業者
- (19) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める業種又は事業者  
（掲載基準）

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれがあるもの
  - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
  - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
  - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
  - ク 社会的に不適切なもの
  - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 誇大な表現又は根拠のない表示若しくは誤認を招くような表現  
例：「世界一」「一番安い」等
  - イ 射幸心を著しくあおる表現  
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
  - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 法令等で認められていない業種、商法及び商品

- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。  
ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力又は犯罪を肯定し、若しくは助長するような表現
- ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想若しくは想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(WEBページに関する基準)

第6条 WEBページへの広告に関しては、WEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についても、この基準を適用する。

2 他のWEBページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWEBページで、犬山市広告掲載事業実施要綱及びこの基準に反する内容を取り扱うWEBページを閲覧者にあっせん又は紹介しているWEBページの広告は掲載しない。

附 則

この基準は、平成19年1月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年10月29日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 1 月 26 日から施行する。